

事務事業チェックシート

事務事業No 542 事業名 建築物に関する同意事務及び消防用設備等に関する事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	5	消防力の充実
施策	1	予防体制の充実
取組方針	4	事業所の防火安全対策の推進

事業種別	継続	
事業期間	～	
事業実施の根拠法令	消防法	
関連個別計画		
担当課・担当課長 (Tel)	予防課	中芝 清之 (427-0119)
関連課		

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計		一般会計	
	款		消防費	
	項		消防費	
	目		消防費	
	大事業		消防事業	
事項		予防関係事業		

1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的 (「誰・何」をどういう状態にする) ための事業か 消防法に基づく建築物への同意事務。 特定行政庁、建築主事、指定確認検査機関は、建築物の新築・増築・改築・移転等の確認や許可をする場合に消防長又は消防署長の同意を得なければならない。	事業内容 建築物の新築及び増築等に関する同意事務。 建築物の防火規定に違反していない限り同意を与えて、その旨を建築主事や指定確認検査機関に通知する。				
	実施内容	平成26年度 建築物の新築及び増築等に関する事務	平成27年度 建築物の新築及び増築等に関する事務	平成28年度 建築物の新築及び増築等に関する事務	平成29年度 建築物の新築及び増築等に関する事務	平成30年度 建築物の新築及び増築等に関する事務

2 事業コスト

事業費等 (千円)	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費		32		107	27	131	20		20	
伸び率 (%)	-	-	-	234.4%	-	22.4%	▲25.9%	▲100.0%	0.0%	-
人件費										
正規職員	26,881	22,905	28,631	29,260	29,260	29,885	30,363			
正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0			
小計	26,881	22,905	28,631	29,260	29,260	29,885	30,363			
国庫支出金										
県支出金										
市債										
その他										
一般財源 (税等)		32		107	27	131	20			
所要人数 (人)										
正規職員	3.54	3.08	3.85	3.85	3.85	3.76	3.82			
正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0			
主な予算内訳	消耗品費 20千円									

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位	目標値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
				実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
活動指標	消防同意数(事前審査を含む)	件	目標値					
			実績値	541	504	541		
			達成度 (%)					
成果指標	消防同意数(事前審査を含む)	件	目標値					
			実績値	541	504	541		
			達成度 (%)					

4 事業の評価

評価基準						
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい		減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要		見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能		市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む		緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない		できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)	○	おおむね達成(70~90%未満)		達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある		貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある		できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない		見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実	/			
	現状維持	/		○	/
	縮小	/		/	/
	廃止	/		/	/
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	建築物の新築等の計画段階で防火に関する事項を審査することで、安全な建築物が建てられることから、現状どおりの継続が必要であるため。
見直し・改善内容	法令改正に伴う、消防用設備等の設置基準の把握と関係部局との連携体制を構築し、行政指導の推進を図る。